
「次フェーズ海洋産出試験の試験システムに係るFEED準備支援業務」

参加意思確認公告

(No. JMH-23-002)

令和5(2023)年 3月17日

日本メタンハイドレート調査株式会社

日本メタンハイドレート調査株式会社(以下、「JMH」という)は、経済産業省より「令和5年度 国内石油天然ガスに係る地質調査・メタンハイドレートの研究開発等事業(メタンハイドレートの研究開発)」を受託することを前提として、その一環として実施を予定している「次フェーズ海洋産出試験の試験システムに係るFEED準備支援業務」について適切に遂行可能な再委託先の選定を始めます。

本参加意思確認公告は、下記の参加資格を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で行うものです。

記

1. 業務名称

次フェーズ海洋産出試験の試験システムに係るFEED準備支援業務(以下、「本業務」という)

2. 契約及び業務実施期間(予定)

契約締結日(令和5(2023)年4月)～令和6(2024)年2月28日

3. 業務内容

本業務は、次フェーズ海洋産出試験^{*}のためにJMHが実施するFEED(Front End Engineering Design)準備業務を行うにあたって、JMHの業務を支援する目的で実施する。

^{*}『海洋エネルギー・鉱物資源開発計画』(経済産業省、2019年2月改定)で示された2023年度以降に実施が予定されている海洋産出試験

具体的には、下記項目を実施する。

(1) FEED業務に係る提案書の収集

次フェーズにてJMHが行うFEED業務について、JMHの指導の下、見積仕様書を作成し、FEEDコントラクタ候補からFEED提案書および見積書を受領する。FEED提案書および見積書に不備等あれば問合わせて確認等を行う。

ここで、FEED業務とは、次フェーズ海洋産出試験における洋上設備から海底設置設備・生産井のクリスマスツリーまでの基本設計業務とその後のEPCI業務の見積業務とする。

(2) FEED業務の提案書の比較評価に関する支援

(1)で入手したFEED提案書および見積書を、JMHの指導の下、作成した判断基準書に従い評価を行い、FEEDを行うFEEDコントラクタ候補の順位付けを行う。

(3) その他の支援業務

FEED準備業務を実施するにあたり、関係者との調整等が生じた場合は、資料作成や連絡事務等を通じてJMHを支援する。

尚、上記業務内容については、JMHの裁量により、変更される場合がある。

4. 参加資格

- (1) 油ガス田開発(メタンハイドレートを含む)に係るFEED業務の実績を有すること。
 - (2) 債務超過又はそれに類する状態(ただし、本業務の確実な履行に必要な資金等が確保されている場合を除く)にないこと。
 - (3) 会社更生法や民事再生法もしくはそれに類する法律の適用を受けていないこと。
 - (4) 現在、経済産業省、独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構又は国立研究開発法人産業技術総合研究所から補助金交付の停止又は契約に係る指名停止等の措置を受けている期間中でないこと。
 - (5) 令和04・05・06年度競争参加資格(全省庁統一資格)の内、「役務の提供等」において「A」、「B」若しくは「C」の等級の競争参加資格を有する者であること。
- 尚、業務内容の一部のみを受託することは認められません。

5. 提出書類・提出方法

上記4.の参加資格を満たし、本業務を実施することを希望する場合、以下の要領に従い書類を提出してください。

(1) 提出書類(E-mailでの送付も可)

- ① 参加意思確認書(書式は問いません。)
- ② 会社案内等、事業者の概要が記載されている資料及び直近3年間の財務諸表
- ③ 競争参加資格審査結果通知書(全省庁統一資格)の写し
- ④ 『4. 参加資格(1)』に記載したガス油田開発(メタンハイドレートを含む)に係る検討業務の実績

(2) 提出書類送付先

〒100-0005
東京都千代田区丸の内一丁目7番12号 サピアタワー21F
日本メタンハイドレート調査株式会社
総務部資材グループ
E-mail: tender.admin@jmh.co.jp

(3) 提出期日

令和5(2023)年3月31日(金)15:00時までに郵送・宅急便・持ち込みまたはE-mail添付にて提出して下さい。

(4) 本公告に関する問い合わせ

令和5(2023)年3月24日(金)12:00時(正午)までに、上記5.(2)に記載のアドレス宛にE-mailにより問い合わせ願います。

6. その他

- (1) 本参加意思確認公告の結果、参加資格を満たすと判断された応募者に対し、本業務に関する見積依頼書を送付します。
- (2) 本業務は、経済産業省資源エネルギー庁から当社が委託を受けて実施する事業の一部を再委託するものとなります。その事務処理・経理処理を行うにあたっては、経済産業省大臣官房会計課「委託事業事務処理マニュアル(令和3年1月)」の規定、特に「大規模事業」に係る規定が適用されることをご了解の上、参加をお願いします。
- (3) 本業務の上限金額は、70,000,000円(税抜)です。

以上